

「三重県子ども条例」の改正（案）の概要

1 条例改正の考え方

「三重県子ども条例」の施行から10年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ、不登校、自殺、児童虐待相談対応件数の増加や高止まりが続くほか、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題も顕在化しています。

令和5年度に実施した三重県子ども条例に基づく調査では、子どもの意見を大人が聴いてくれるかどうか、子どもがほっとする場所の有無、幼少期の体験機会が自己肯定感と関係していること、世帯の収入状況で子どもの勉強時間や将来の進学希望に差があること、共働き家庭が増加する中で地域のつながりが希薄化し、保護者の孤立感が増加していることなどが明らかになっています。

このため、下記の視点で、「三重県子ども条例」の改正を行います。

【改正の視点】

- ①子どもの権利を守ることを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添った様々な支援を実施する

2 改正案の概要

条例改正案（新旧対照表）は、別紙のとおりです。

なお、変更する規定等の主なものは以下のとおりです。

（1）全般

- ・条例の名称を「三重県子ども条例」から「三重県子ども基本条例」に変更。
- ・前文において、子どもは生まれながらに権利の主体であることを明記したうえで、子どもを取り巻く環境の変化に伴って子どもの権利侵害が増加している現状をふまえ、全ての子どもの権利が守られる社会の実現をめざし、社会全体で取り組むことを宣言。

（2）第1章 総則

- ・条例の目的として、「子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に資すること」を規定。
（第1条）
- ・子どもの定義について、現行条例の「18歳未満の者」に加えて、「18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者」を規定。（第2条）
- ・基本理念として、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に向けた4つの基本理念を規定。（第3条）

- ・ 県の責務として、施策の対象となる子どもまたは子どもを養育する者等の意見を幅広く聴いて反映させるために必要な措置を講ずることを規定。(第4条)
- ・ 保護者の役割として、養育に関する第一義的責任を有することを明記したうえで、必要な支援を受けながら、子どもの権利を守ることを規定。(第5条)
- ・ 学校等の役割として、教職員に対して子どもの権利に関する研修等を実施すること、子ども自身が子どもの権利について学ぶことができるよう支援すること、子どもの意見を十分に尊重することを規定。(第6条)
- ・ 子ども・子育て支援団体の役割として、それぞれの専門性を生かした子どもや子育て家庭に対する支援を行うことを規定。(第8条)

(3) 第2章 基本的施策

- ・ 犯罪、事故、災害など子どもの権利を侵害するあらゆる行為から子どもを守るとともに、子どもの権利が侵害された場合に救済を図るための体制の整備その他の必要な措置を講ずることを規定。(第11条)
- ・ 子どもが意見を形成するための支援を行うとともに、子どもの意見を幅広く聴取したうえで、子どもの意見を十分に尊重することを規定。(第13条)
- ・ 全ての子どもが豊かに育つことができるよう、乳幼児期からの切れ目のない支援や、多様な学び、遊び、体験活動、居場所づくりへの支援を行うとともに、特別な支援や配慮が必要な子どもが適切に養育されるよう必要な支援を行うことを規定。(第14条)
- ・ 保護者が安心して子育てができ、その役割を果たすことができるよう、子育て家庭に寄り添ったさまざまな支援を行うことを規定。(第15条)

(4) 第3章 施策の総合的・計画的な推進

- ・ 子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定について規定。(第18条)
- ・ 子どもに係る施策について、子どもが情報に触れたり、理解を深めたりすることができるよう、子どもへの情報提供について規定。(第19条)